

入札に参加する皆様へ(電子入札)

山陽小野田市水道局 総務課 監理係

1 電子入札の対象

山陽小野田市水道局では、全ての建設工事及び工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）における入札を山陽小野田市水道局電子入札実施要領に定める電子入札（以下「電子入札」という。）で行います。

2 電子入札システムの利用者登録

山陽小野田市電子入札ポータルサイト（電子入札システム）（以下、「電子入札システム」という。）により、利用者登録が必要となります。詳しくは、山陽小野田市ホームページ「山陽小野田市の電子入札に参加するための準備」に掲載しております。

● 利用者登録時の流れ

【ステップ1】 パソコンの準備

※利用のためのPC環境設定の要件を満たす必要があります。

【ステップ2】 ICカード・カードリーダーの準備（購入）

※購入等にあたり、コアシステム対応民間認証局一覧をご確認ください。

【ステップ3】 ソフトウェアのインストール

※認証局が提供する設定マニュアルに沿って、インストールや設定を行ってください。

【ステップ4】 パソコンの環境設定

※利用のためのPC環境設定をご確認ください。

【ステップ5】 利用者登録

※上記のステップ1～4が完了した後に利用者登録が可能となります。設定方法は、操作マニュアルをご覧ください。

電子入札システム操作に関するお問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL：0570-021-777

（電話の対応時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時30分まで
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

3 電子入札システムによる入札について

- ① 入札公告が必要な建設工事については、山陽小野田市電子入札ポータルサイト（入札情報公開システム）（以下、「入札情報公開システム」という。）において、建設工事の概要等をお知らせします。入札参加資格を有し、参加を希望される方は「電子入札システム」にて 入札参加に必要な申請（技術資料の提出）

をしてください。→「10 入札の参加申請について」参照

- ② 指名通知については、利用者登録で登録いただいたメールアドレス（以下「登録メール」という。）に通知をします。通知を確認されたら「電子入札システム」にて指名通知書を確認いただき、受領確認を行ってください。また、「入札情報公開システム」にて仕様書等の内容について閲覧をお願いします。→「11 入札に係る仕様書等の閲覧について・12 入札に係る仕様書等の閲覧の特例について」参照

- ③ 仕様書等の内容について質問がある場合は、『工事（業務）内容質問書』を書面（持参又はFAX）にて発注担当課に提出してください。

質問に対する回答は、「入札情報公開システム」に掲載します。（閲覧時には、指名通知書に記載したパスワードが必要となります。）

- ④ 入札書の提出（入力）は「電子入札システム」において行ってください。入力する内容は、 応札する金額とくじ入力番号です。くじ入力番号の入力がない場合は、000（ゼロ・ゼロ・ゼロ）となります。建設工事については、「工事費内訳書」又は「技術資料（特別簡易型総合評価競争入札方式（以下「総合評価競争入札」という。）の場合）」の提出が必要となります。

※「工事費内訳書」又は「技術資料（総合評価競争入札の場合）」の提出にあたり、電子ファイルの容量が概ね3MBを超える場合には、紙での提出となります。この場合は、別添の「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。

- ⑤ 電子入札による開札が行われた場合は、以下のとおりとなります。

【建設工事】

開札後に入札を保留し、疑義申し立て期間（開札日の翌日（閉庁日を除く。）午前8時30分から翌々日の正午まで）を経過した後に落札者を決定します。なお、予定価格を満足しない入札が行われた場合は、再度入札を行うことがあります。この場合は、「4 再度入札について」のとおりとします。

疑義の申し立てについては、『積算疑義申立書』を書面（持参又はFAX）にて発注担当課に提出してください。

落札者の決定にあたり、同額の入札をした者（総合評価競争入札においては最高評価値を得た者）が2者以上ある場合は、電子くじにて落札者を決定します。低入札における調査基準価格を採用した工事については、電子くじにて調査の順番を決定します。

【工事に係る業務委託】

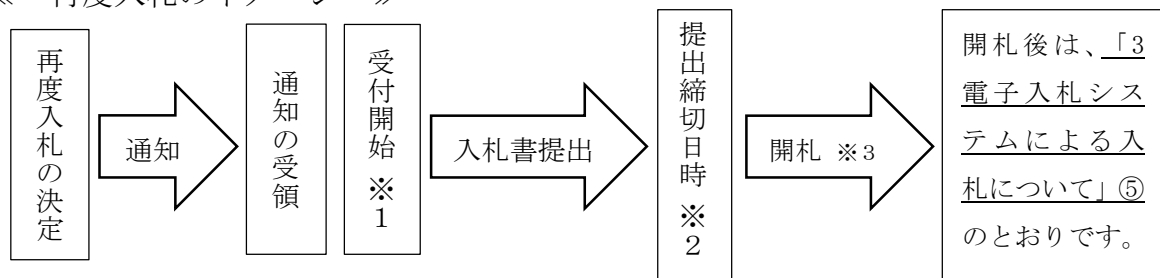
開札後に落札者を決定します。落札者決定にあたり、同額の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにて落札者を決定します。また、予定価格を満足しない入札が行われた場合は、再度入札を行うことがあります。この場合は、「4 再度入札について」のとおりとします。

4 再度入札について

再度入札を行う場合は、次のとおりとします。

- ① 再度入札が決定後、電子入札システムにて再入札通知書を発行・通知します。
- ② 再入札通知書の発行後、概ね1時間後を目安に入札書の受付を開始します。
なお、開札日の翌日（閉庁日を除く。）の午後5時を入札書の提出締切日時とします。
- ③ 再度入札の開札は、入札書提出締切日翌日（閉庁時を除く。）の午前10時から午後5時までとします。ただし、入札書提出締切日時より前に参加者全員から入札書の提出若しくは辞退の申出があった場合は、予定の開札日時を待たずに開札することがあります。
- ④ 何らかの理由で③に定める日時に開札ができない場合は、「電子入札システム」にて、変更の通知をします。
- ⑤ 再度入札における紙入札参加者の取り扱いは次のとおりです。
 - ・発注者から紙入札の参加承認を受けた者は、再入札となった場合、②の入札書提出締切日時までに入札書（工事費内訳書は不要です。）を水道局へ持参してください。この場合は、別添の「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。
 - ・入札書は、「宛名（水道事業管理者名）」「件名」「商号又は名称」「日付（提出日）」及び「入札書」と表面に記載した封筒の中に入札書（くじ入力番号は不要です。）を入れて封緘したものを提出してください。→「8 電子入札における紙入札の特例について」参照
- ⑥ 再び、再度の入札を行う場合は、①から③までのとおりとします。
- ⑦ 再度入札の限度は2回までとします。
- ⑧ あらかじめ、予定価格が公表された建設工事については、再入札は行いません。

《 再度入札のイメージ 》



※1 通知から概ね1時間後から「入札書」の受付開始

※2 直近開札日の翌日（閉庁日を除く。）午後5時まで

※3 入札書の提出締切日の翌日（閉庁日を除く。）午前10時から午後5時までの間
ただし、参加者全員から入札書の提出（辞退を含む。）があった場合は、それを待たずに開札することがあります。

5 電子くじについて

入札において、同額の入札をした者が2者以上ある場合等のくじにより落札者等の決定が必要な場合は、電子入札システムによる電子くじにて抽選を行います。

電子くじについては、入札書を提出する際にあわせて提出いただいた「くじ入力番号」等を利用してくじ引き抽選を行います。

- ① 低価格入札を適用していない場合は、開札後、速やかにくじ引き抽選を行います。くじ引き抽選により落札者を決定します。
- ② 最低制限価格を設定した入札は、疑義申し立て期間終了後、速やかにくじ引き抽選を行います。くじ引き抽選により落札者を決定します。
- ③ 調査基準価格を設定した入札は、開札後又は疑義申し立て期間を設ける場合については期間終了後、速やかにくじ引き抽選を行います。くじ引き抽選により調査対象者の順番を決定します。なお、当該調査終了後に落札者を決定します。
- ④ 総合評価競争入札の場合は、開札後に入札を保留します。当該入札の技術資料等の確認後、速やかにくじ引き抽選を行います。くじ引き抽選により落札者を決定します。

6 入札の中止または延期について

- ① 入札を中止する場合は以下のとおりです。
 - ・入札参加者が連合し又は不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないことが認められる場合で、入札を取り止めることが適当であると判断した場合
 - ・入札に参加する業者が1者になった場合。ただし、あらかじめ1者での入札を認めた場合は、この限りではありません。
 - ・その他、発注者が公正に入札を執行できないと認める場合
- ② 入札を延期する場合は以下のとおりです。
 - ・入札参加者が連合し又は不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないことが認められる場合で、入札を延期することが適当と判断した場合
 - ・電子入札システムに何らかの障害が発生する等により、入札を延期することが適当であると判断した場合
 - ・その他、発注者が必要と認める場合
- ③ 電子入札で行う入札の中止又は延期については、「登録メール」に通知します。また、システム障害によりメールでの通知ができない場合は、電話若しくはFAXにて通知します。

7 先抜け方式を行う入札について

この入札が先抜け方式による場合は、同時発注した工事に係る入札を同一日に行い、先行工事の入札で落札者となった者のした他の工事についての入札は、全て無効として取り扱います。ただし、何らかの原因により同時発注した工事のいずれかの工事が同一日に執行できなくなった場合は、当該工事の入札は先抜け方式の対象

から除外します。

8 電子入札における紙入札の特例について

電子入札においては、「電子入札システム」の使用を原則としていますが、以下のようなやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札により入札に参加することができます。紙入札にて入札参加する場合は、別添の「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。

- ① ICカードの名義人変更により、電子入札システムが利用できない場合
- ② システム障害等、その他やむを得ない理由がある場合
- ③ 応札者の利用するパソコンの更新または設定期間中
- ④ 発注者から紙入札書により提出することを指示された場合

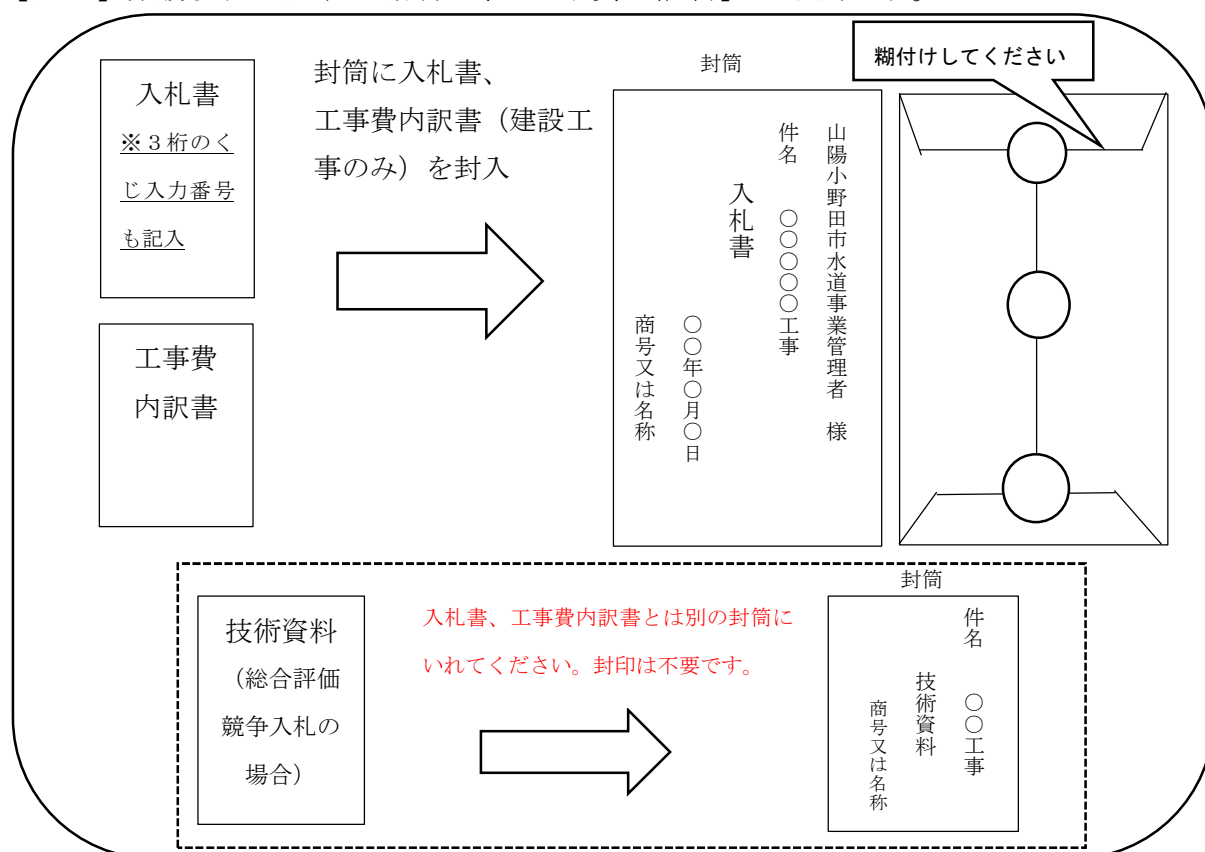
※紙入札での参加において、特に認めていない場合の郵送による入札参加は認めません。

初回の入札書提出方法

【注1】建設工事の入札において、紙入札にて参加される方は、「入札書」と「工事費内訳書」を同封して提出してください。

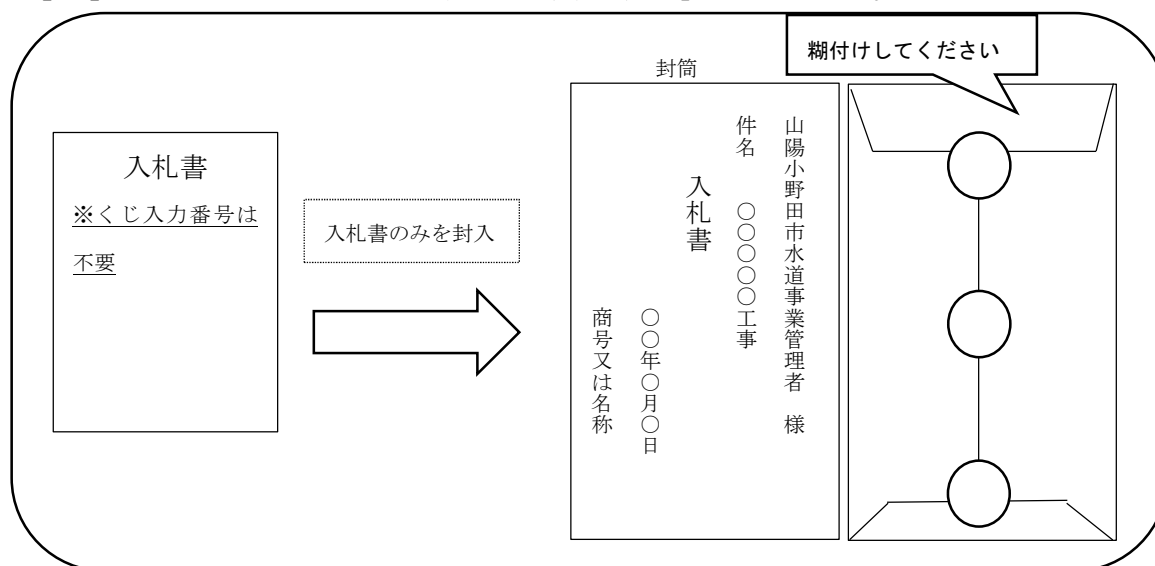
「技術資料（総合評価競争入札の場合）」は、入札書・工事内訳書と同封しないでください。（別の封筒に入れ、封をしてください。封印は、不要です。）

【注2】業務委託の入札の場合は、「工事費内訳書」は不要です。



再度入札の入札書提出方法

【注】再度入札を行う場合は、「工事費内訳書」は不要です。



9 入札の辞退について

- ① 入札の辞退は、「電子入札システム」を利用して、入札書提出締切日時までに入札辞退の手続きを行ってください。
- ② 「8 電子入札における紙入札の特例について」で定める、やむを得ない理由に該当する場合は、登録した使用印を押印した入札辞退届を入札書提出締切日時までに書面（持参又はFAX 0836-83-4597）にて水道局へ提出（紙入札承認願は不要です。）してください。
- ③ 入札書提出締切日時までに入札書の提出又は入札辞退について届出がない場合は、失格として取り扱います。
- ④ 入札書提出後は、入札辞退の受付はできません。ただし、他の案件を落札したことにより技術者を配置できない等の特別な理由がある場合は、当該入札の開札前に書面により辞退することができます。
- ⑤ 入札の辞退（③に定める失格も含める。）をした場合でも、これを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。

10 入札の参加申請について

入札が公募型指名競争入札方式（簡易公募型指名競争入札方式を含む。）又は特別簡易型総合評価競争入札方式により実施する場合は、以下のとおり参加申請を行ってください。

- ① 参加申請時に所要の技術資料（入札公告時に示す入札参加に必要な申請資料。）を作成して、これを「電子入札システム」の添付資料欄に添付して申請してください。

- ② 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が電子入札システムを利用して名称を登録する場合は、共同企業体の代表構成員が電子入札システムで利用しているＩＣカードを使用して名称等必要事項を入力してください。共同企業体の名称を登録する場合は、４０文字以内となるように工事名を省略して入力してください。以下の例によります。

【例】〈正式名称〉 ○○○○整備事業（建設主体工事）Ａ建設・Ｂ建設・Ｃ建設特定
建設工事 共同企業体
〈省略名称〉 Ａ建設・Ｂ建設・Ｃ建設特定建設工事共同企業体

11 入札に係る仕様書等の閲覧について

指名通知書の通知の翌日（閉庁日を除く）に「入札情報公開システム」にて公開します。

この場合の閲覧については、指名通知書に記載してあるパスワードを利用して閲覧してください。

12 入札に係る仕様書等の閲覧の特例について

仕様書等は、「入札情報公開システム」にて公開することとしていますが、その容量が概ね１０メガバイトを超える場合は、「山陽小野田市水道局ホームページ」を利用して公開場合があります。閲覧については、指名通知書に記載してあるパスワードが必要となります。

13 無効の入札について

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- ・ 地方自治法施行令（以下「令」という。）第１６７条の４第１項又は第２項に規定する者のした入札
- ・ 令第１６７条の５第１項又は第１６７条の１１第２項に規定する資格を有しない者のした入札
- ・ 所定の日時まで所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札（免除した場合を除く。）
- ・ 電子入札の場合で、次のいずれかに該当する入札
 - (1) 入札書が入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達していない入札
 - (2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に金額の記載のないもの若しくは入札書に記名、押印に相当する電磁的記録のないもの
 - (3) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、その他の指示に従わないで入力した事項を含む入札
 - (4) 入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
 - (5) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

- (6) 紙入札を認めない場合の紙入札による入札
- (7) 建設工事の入札時に工事費内訳書又は技術資料（総合評価競争入札の場合）が電子入札システムのサーバーに到達していない入札
- (8) 建設工事の入札時に提出された工事費内訳書に次に掲げる不備がある入札
 - ア 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの
 - イ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの
 - ウ 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は0円と記載のあるもの
 - エ 値引きの記載があるもの
 - オ その他明らかな不備があるもの
- ・ 電子入札における紙入札の場合で、次のいずれかに該当する入札
 - (1) 記名押印を欠く入札
 - (2) 金額を訂正した入札
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (4) 明らかに連合によると認められる入札
 - (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札
 - (6) 建設工事の入札時に工事費内訳書が提出されていない入札
 - (7) 建設工事の入札時に提出された工事費内訳書に次に掲げる不備がある入札
 - ア 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの
 - イ 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの
 - ウ 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は0円と記載のあるもの
 - エ 値引きの記載があるもの
 - オ その他明らかな不備があるもの
- ・ 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した入札